

Q. 児童発達支援の無償化について、どのような施設が対象となりますか。また、無償化となる具体的な時期と終了時期はどのようになりますか。

A. 児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援を行う事業所が無償化の対象となります。

無償化は、3歳になった年度の翌年度の4月1日から開始し、小学校就学で終了となります。

Q. 児童発達支援を行う事業所に通所していますが、無償化について、手続きが必要ですか。

A. 無償化の対象となる方については、手続きは不要です。

Q. 児童発達支援を行う事業所に通所していますが、無償化において、対象外となる費用はありますか。

A. 食事の提供に要する費用や日用品等、これまでも実費負担とされていた費用については無償化の対象外です。

Q. 幼稚園を利用していますが、児童発達支援を併用しても無償化されますか。

A. 幼稚園、保育所、認定こども園等と児童発達支援を併用した場合、両方とも無償化の対象となります。